

避難所について

1 総合支所庁舎等周辺の指定緊急避難場所等について

(1) 現在の美祢市美東町大田地区（桂岩地区除く）の指定緊急避難場所

施設名	対象とする異常な現象の種類					指定避難 所との 重複	想 定 収 容 人 員	備 考
	洪水	崖崩れ、 土石流及び 地滑り	地震	大規模な 火事	内水 氾濫			
美東センター	○	○	×	○	○	○	853人	
大田小学校	○	○	○	○	○	○	414人	体育館
美東中学校	○	×	○	○	○	○	534人	体育館
合 計							1,801人	

○指定緊急避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

○指 定 避 難 所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまでの一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

(2) 複合施設の避難所として利用する場合の収容人数の目安

部屋名	面積	収容人数の目安		
		従来基準	国際基準	ウィズコロナ基準
		(2.0㎡/人)	(3.5㎡/人)	(7.0㎡/人)
多目的ホール	193.78㎡	96人	55人	27人
和室	41.00㎡	20人	11人	5人
市民ロビー	109.20㎡	54人	31人	15人
会議室	91.89㎡	45人	26人	13人
研修室	74.44㎡	37人	21人	10人
合 計		252人	144人	70人

※ 避難所一人あたりの必要面積について

- ・ 従来基準 2.0㎡/人
- ・ 国際基準 3.5㎡/人
- ・ ウィズコロナ基準 6.0～8.0㎡/人

2 複合施設の防災計画

（1）基本的な考え方

本施設は地震・水害・台風・停電・火災などあらゆる災害時に、本庁舎の災害対策本部と連携し、美東地域の災害対策拠点となる。災害発生時等の非常時に対して、自立的に機能を維持し、業務を継続できる計画とする。

災害時に、地域住民の避難所として有効に機能するための設備を備える。

※ 別添基本計画抜粋及び資料編抜粋参照

（2）防災計画の取り組み

（ア）災害対策拠点施設（総合支所部分等）

- ・ 災害対策機能を支所部分に配置し、災害発生時に速やかに防災拠点として機能が発揮できるようにする。
- ・ 災害発生時における情報収集や関連機関との伝達機能に支障をきたさないよう、自家発電設備や屋外非常電源、無線用アンテナ等を設置する。

（イ）洪水浸水対策

- ・ 発電機、受変電設備などの重要設備を、浸水を考慮して、1.0m程度の高さに設置する。
- ・ サーバーなどの重要な機器は、浸水の危険を回避するために、倉庫の高い位置に設置する。

（ウ）災害時の避難場所としての機能

- ・ 災害時の避難所として、多目的ホール、和室、会議室等を有効に活用する。
- ・ 炊き出し用に調理室を活用できるようにする。
- ・ 駐車場やグラウンド、中庭を屋外避難場所として活用できるようにする。
- ・ 受水槽は設置せず、飲用水はペットボトルを用意する。
- ・ 停電時に対応するため、自家発電設備、太陽光発電設備（検討中）、蓄電池（検討中）を設置し、3日間程度電気の供給できるようにする。
- ・ 新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮した避難所の運営を行う。

○受水槽について

（1）受水槽を設置する。

（ア）飲料水、雑排水を賄う場合

受水槽のタンク容量が大きくなるため、通常時は使用量があまりないことが予想され、タンク内の水温が高くなり次亜塩素濃度が低くなる。

タンクの掃除を年1回する必要がある、清掃費用がかかる。

ポンプを設置する必要がある。設置及び更新費用、維持点検費用が毎年かかる。

ポンプの故障等が出た場合、水が出ない。

（イ）雑排水のみ賄う場合

受水槽のタンク容量は上記（ア）より大きくならないが、雑排水の配管系統を飲用水と分ける必要がある、配管系統が2系統必要になる。

配管系統が2つあることで、維持管理が複雑になる。

タンクの掃除を年1回する必要がある、清掃費用がかかる。

ポンプを設置する必要がある。設置及び更新費用、維持点検費用が毎年かかる。

ポンプの故障等が出た場合、雑排水が出ない。

飲用水はペットボトルを備蓄しておく必要がある。

（2）受水槽を設置しない。

受水槽がないことから、飲用水はペットボトルを備蓄しておく必要がある。

また、雑排水については、近くのプール等から水を汲んでくる。

維持管理がいらぬ。